

研究に係る試料及び情報等の保管等に関する手順書

第1版 平成27年9月24日作成

第2版 平成29年10月27日改正

第3版 令和5年7月18日改正

(趣旨)

第1 本手順書は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び愛知県立大学研究倫理審査委員会規程第10条の規定を踏まえ、研究に係る試料及び情報等の保管等に関する手順を定めるものである。

(研究に係る試料及び情報等の保管)

第2 研究者等は、研究に用いられる情報及び試料・情報に係る資料を正確なものにしなければならない。

2 研究責任者は、試料及び情報等の保管をするときは、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、試料及び情報等の漏えい、混交、盗難又は紛失等が起らないよう必要な管理を行わなければならない。

3 研究者等は、試料及び情報等が可能な限り長期間保管されるよう努め、少なくとも、当該研究の終了について報告した日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終公表について報告した日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管する。

4 大学院生が行う研究については、修了時まで、研究に用いられる情報及び試料・情報に係る資料を保存した電磁的記録媒体を研究データ保管申請書とともに、愛知県公立大学法人研究倫理綱領に定める研究活動不正防止統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）に提出する。統括管理責任者が保管する期間は、前3項の通りとする。

(転出・退職等の取扱い)

第3 研究者等は、転出や退職に際して、研究データ等のうち保管すべきものの状況を確認し、後日必要となった場合に追跡可能としておく等の措置を講じる。なお、研究者等は、転出や退職後も管理及び開示についてその責を負うものとする。

(他の研究機関に対する既存試料・情報等の提供)

第4 他の研究機関に対して既存試料及び情報等を提供する者は、他の研究機関への既存試料・情報等の提供に関する届出書に必要事項を記入し、統括管理責任者へ提出する。届出書の保管期間は、提出された日から3年を経過した日までとする。

(廃棄)

第5 研究者等は、試料及び情報等を廃棄する際には、オートクレープ処理、シュレッダー処理、データの削除等、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置を講じなければならない。

(その他の取扱い)

第6 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従うものとする。